

○財務省告示第百六十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十一年四月九日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年五月十一日

財務大臣 与謝野 馨

一	名称及び記号
六	利付国庫債券（二十年）（第七十 六回、第八十一回、第八十五回、 第九十三回、第一百回、第一百二回、 第一百三回、第一百五回及び第一百六 回）及び利付国庫債券（三十年） （第二回、第五回、第六回、第 八回、第九回、第十回、第十一 回、第十二回及び第二十六回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項
三	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行
五	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。
六	額面金額で千四百九十八億円

七	八	九	十	十	十一	十二
払込金額	最低額面金	振替単位の	発行行	発行行	発行行	発行行
千円	千円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最低額面金	の整数倍の金額によるものと	平成二十一年四月九日	発行対象国債のごとに、面金額
千四百六十五億三千百五十一万	五千万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最低額面金	の整数倍の金額によるものと	平成二十一年四月九日	発行対象国債のごとに、面金額
内訳（別表のとおり）						

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

別表のとおり）
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に追加、次の算
 式により計算した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとす。

各発行対象国債の額面金の利率前
 各発行各発行対象国債の額面金の利率前
 総額×100×各発行対象国債の額面金の利率前
 利率×支規数×日（利に）なるに、
 利子に日と日（利に）なるに、
 利子に日と日（利に）なるに、

（二）発行時において、その利子

十四 利 子

に係る所得税が源泉徴収されるもの
 の口座に記載又は記録されるもの
 のついでに算出された金額か(一)の
 金額に百分の二十を乗じた金額
 額(おたし、の当該国債を發行
 時、又は外国取得者がある場合
 住者は、前記(一)の算式による
 に出た金額に(一)の算式による
 は、外国税率を適用する所
 得税の控除するべき金額を
 第十号に規定する金額を
 發行対象国債の支払期
 と、各支払期において、次
 算式により算出する金額を
 う。ただし、支出した金額を
 日当たり、支払は、その翌
 日に支払う(一)の
 日(次号に同じ)。

各發行対象国債の額面金額×各
 發行対象国債の利率／100×1
 ／2

十五 償還金の
 償還金の
 入札の
 基準の
 各発行
 対象の

償還金の
 償還金の
 入札の
 基準の
 各発行
 対象の

(別表のとおり)
 額面金額と
 平成十一年四月
 証券業務協会の
 頭売買参考統計
 表の表した
 平均値の単

（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	（利付） （第二） （百） （十） （年） （庫） （回） （債） （券）	名称及び記号
二・二%	二・一%	二・三%	二・四%	二・二%	二・〇%	二・一%	二・〇%	一・九%	利率（年）	
平成二十四年九月	平成二十四年九月	平成二十四年六月	平成二十四年六月	平成二十四年三月	平成二十四年三月	平成二十四年三月	平成二十四年九月	平成二十四年三月	償還期限	
百三億円	二十九億円	六十億円	百三十六億円	二百四十億円	三十億円	四十九億円	四十億円	五億円	（発行額） （額面金額）	

（別表）

十八 元利回り
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日
二十 平成二十一年四月九日

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

利回りとする。

((利 第三付 二十年国 六回) 庫 回) 債 券)	((利 第三付 二十年国 回) 庫 回) 債 券)	((利 第三付 十一年国 回) 庫 回) 債 券)	((利 第三付 十年国 回) 庫 回) 債 券)	((利 第三付 九年国 回) 庫 回) 債 券)	((利 第三付 八年国 回) 庫 回) 債 券)	((利 第三付 六年国 回) 庫 回) 債 券)	((利 第三付 五年国 回) 庫 回) 債 券)	((利 第三付 二年国 回) 庫 回) 債 券)
二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	一 ・ 七 %	一 ・ 一 %	一 ・ 四 %	一 ・ 八 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %
日年平 三成 月四 二十九	日年平 九成 月四 二十五	日年平 六成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五	十年平 日十成 月二四 月二十四	十年平 日十成 月一四 月二十四	十年平 日十成 月一四 月二十三	日年平 五成 月四 二十三	日年平 二成 月四 二十二
八 十 五 億 円	九 十 五 億 円	円二 百八 十億	円二 百十 五億	五 億 円	八 億 円	五 十 億 円	三 十 億 円	三 十 億 円